

2019年5月28日

各位

会社名	野村アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード 13064)
代表者名	CEO 兼代表取締役社長 中川 順子
問い合わせ先	商品企画部長 増田 真一 TEL(03)3241-9511

株式等の決済期間短縮化 (T+2 化) に伴う
上場投資信託 (ETF) の投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、対象 ETF (計 38 本) の投資信託約款 (以下「約款」といいます。) を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

株式等の売買にかかる決済期間について、決済が取引日の 3 営業日後から 2 営業日後に変更されることに伴い、投資家の利便性の観点から、以下の変更をいたします。

- ・ 取得申込及び交換 (解約) 申込の受付を停止する日の条件を変更いたします。
- ・ 交換 (解約) の受渡しにかかる期間を 1 営業日短縮いたします。
- ・ 取得申込及び交換 (解約) 申込の受付時限を繰り下げます。
- ・ 信託終了時の条件を変更いたします。

変更内容の詳細につきましては、「新旧対照表」をご参照ください。

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行いません。

対象 ETF は、継続して東京証券取引所に上場され、当該変更は、東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買方法、取引時間を変更するものではございません。

＜記＞

[対象 ETF 及び変更の日程]

①2019年7月16日に約款変更する対象 ETF (37本、銘柄コード順)

	対象 ETF	銘柄コード
1.	TOPIX 連動型上場投資信託	1306
2.	TOPIX Core 30 連動型上場投資信託	1311
3.	ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投資信託	1312
4.	日経 300 株価指数連動型上場投資信託	1319
5.	日経 225 連動型上場投資信託	1321
6.	NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信	1343
7.	NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信	1357
8.	NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信	1470
9.	NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信	1471
10.	NEXT FUNDS JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス連動型上場投信	1472
11.	NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信	1480
12.	NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信	1489
13.	NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信	1570
14.	NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信	1571
15.	NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信	1577
16.	NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信	1591
17.	NEXT FUNDS R/N ファンダメンタル・インデックス上場投信	1598
18.	東証電気機器株価指数連動型上場投資信託	1613
19.	東証銀行業株価指数連動型上場投資信託	1615
20.	NEXT FUNDS 食品 (TOPIX-17) 上場投信	1617
21.	NEXT FUNDS エネルギー資源 (TOPIX-17) 上場投信	1618
22.	NEXT FUNDS 建設・資材 (TOPIX-17) 上場投信	1619
23.	NEXT FUNDS 素材・化学 (TOPIX-17) 上場投信	1620
24.	NEXT FUNDS 医薬品 (TOPIX-17) 上場投信	1621
25.	NEXT FUNDS 自動車・輸送機 (TOPIX-17) 上場投信	1622
26.	NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄 (TOPIX-17) 上場投信	1623
27.	NEXT FUNDS 機械 (TOPIX-17) 上場投信	1624
28.	NEXT FUNDS 電機・精密 (TOPIX-17) 上場投信	1625
29.	NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他 (TOPIX-17) 上場投信	1626
30.	NEXT FUNDS 電力・ガス (TOPIX-17) 上場投信	1627
31.	NEXT FUNDS 運輸・物流 (TOPIX-17) 上場投信	1628
32.	NEXT FUNDS 商社・卸売 (TOPIX-17) 上場投信	1629
33.	NEXT FUNDS 小売 (TOPIX-17) 上場投信	1630

34.	NEXT FUNDS 銀行 (TOPIX-17) 上場投信	1631
35.	NEXT FUNDS 金融 (除く銀行) (TOPIX-17) 上場投信	1632
36.	NEXT FUNDS 不動産 (TOPIX-17) 上場投信	1633
37.	NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信	2529

2019年7月12日まで 内閣総理大臣への約款変更の届出

2019年7月16日 約款変更日

②2019年7月17日に約款変更する対象ETF (1本)

	対象ETF	銘柄コード
38.	NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数 (セレクト) 連動型上場投信	2518

2019年7月16日まで 内閣総理大臣への約款変更の届出

2019年7月17日 約款変更日

1. TOPIX 連動型上場投資信託

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受付けを停止します。<以下略> 1. <略> 2. TOPIX 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内 3. TOPIX の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 5. <略> ⑤～⑨ <略></p> <p>(交換請求) 第 45 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. TOPIX の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 5. <略> ③～⑪ <略></p> <p>(交換の指図等) 第 46 条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受付けを停止します。<同左> 1. <同左> 2. TOPIX 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内 3. TOPIX の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 5. <同左> ⑤～⑨ <同左></p> <p>(交換請求) 第 45 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. TOPIX の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 5. <同左> ③～⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等) 第 46 条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 4 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 4 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 3 営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 3 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 2 営業日目から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 3 営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ <略>

(付表)

1. ～2. <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

4. <略>

5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

6. <略>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 5 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 5 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 4 営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 4 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 3 営業日目から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 4 営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ <同左>

(付表)

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

4. <同左>

5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

6. <同左>

2. TOPIX Core 30 連動型上場投資信託

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. <略> 2. TOPIX Core 30 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内 3. TOPIX Core 30 の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 5. <略> ⑤～⑨ <略></p> <p>(交換請求) 第 45 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受け付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. TOPIX Core 30 の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 5. <略> ③～⑪ <略></p> <p>(交換の指図等) 第 46 条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(信託終了時の交換等) 第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の <u>4</u> 営業日前の</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. <同左> 2. TOPIX Core 30 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内 3. TOPIX Core 30 の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 5. <同左> ⑤～⑨ <同左></p> <p>(交換請求) 第 45 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受け付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. TOPIX Core 30 の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 5. <同左> ③～⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等) 第 46 条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(信託終了時の交換等) 第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の <u>5</u> 営業日前の</p>

日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を信託財産をもって買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して2営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ <略>

(付表)

1. ～2. <略>

3. 信託約款第12条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。

4. <略>

5. 信託約款第45条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。

6. <略>

日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を信託財産をもって買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ <同左>

(付表)

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第12条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。

4. <同左>

5. 信託約款第45条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。

6. <同左>

3. ラッセル野村小型コア・インデックス連動型上場投資信託

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. <略> 2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内 3. <略> 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 5. <略> ⑤～⑨ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 46 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略> 1. ～3. <略> 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 5. <略> ③～⑪ <略></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 47 条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(信託終了時の交換等)</p> <p>第 50 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の <u>4</u> 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するもの</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. <同左> 2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内 3. <同左> 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 5. <同左> ⑤～⑨ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 46 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左> 1. ～3. <同左> 4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 5. <同左> ③～⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 47 条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(信託終了時の交換等)</p> <p>第 50 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の <u>5</u> 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するもの</p>

とします。

② <略>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法又はこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して2営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

(付表)

1. ～2. <略>
3. 信託約款第12条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。
4. <略>
5. 信託約款第46条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。
6. <略>

とします。

② <同左>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法又はこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

(付表)

1. ～2. <同左>
3. 信託約款第12条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。
4. <同左>
5. 信託約款第46条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。
6. <同左>

4. 日経 300 株価指数連動型上場投資信託

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 11 条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、原則として、受益権の取得の申込みに応じないものとします。<以下略></p> <p>1. <略></p> <p>2. 第 7 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内)</p> <p>3. <略></p> <p>④~⑤ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 43 条 <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間については、原則として、交換請求の受付を停止します。<以下略></p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 第 7 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内)</p> <p>4. <略></p> <p>③~⑨ <略></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 44 条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。ただし、前項ただし書の規定により買取った受益権については、前項ただし書に定める個別時価総額が確定した日から <u>3</u> 営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p>④~⑤ <略></p> <p>(信託終了時の交換等)</p> <p>第 47 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の <u>4</u> 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 11 条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p>③ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、原則として、受益権の取得の申込みに応じないものとします。<同左></p> <p>1. <同左></p> <p>2. 第 7 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内)</p> <p>3. <同左></p> <p>④~⑤ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 43 条 <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間については、原則として、交換請求の受付を停止します。<同左></p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 第 7 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内)</p> <p>4. <同左></p> <p>③~⑨ <同左></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 44 条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p>③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。ただし、前項ただし書の規定により買取った受益権については、前項ただし書に定める個別時価総額が確定した日から <u>4</u> 営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p>④~⑤ <同左></p> <p>(信託終了時の交換等)</p> <p>第 47 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の <u>5</u> 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受</p>

益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 4 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 300 指数構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 3 営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 信託終了日の 3 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 2 営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から 3 営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪～⑫ <略>

益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 5 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 300 指数構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 4 営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 信託終了日の 4 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 3 営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から 4 営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪～⑫ <同左>

5. 日経 225 連動型上場投資信託

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 <略></p> <p>②～③ <略></p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. 日経225構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内</p> <p>2. 第8条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 <同左></p> <p>②～③ <同左></p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. 日経225構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内</p> <p>2. 第8条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内）</p>

3. <略>
⑤～⑨ <略>

(交換請求)

第45条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付を停止します。<以下略>

1. ～2. <略>

3. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)

4. <略>

③～⑪ <略>

(交換の指図等)

第46条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(信託終了時の交換等)

第49条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 日経225構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を委託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権(各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。)を失効したのものとして取扱う

3. <同左>
⑤～⑨ <同左>

(交換請求)

第45条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付を停止します。<同左>

1. ～2. <同左>

3. 第8条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)

4. <同左>

③～⑪ <同左>

(交換の指図等)

第46条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(信託終了時の交換等)

第49条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 日経225構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を委託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権(各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。)を失効したのものとして取扱う

こととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して2営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ <略>

(付表)

1. ～2. <略>

3. 信託約款第12条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。

4. <略>

5. 信託約款第45条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。

こととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第1項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目から行ないます。

⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ <同左>

(付表)

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第12条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。

4. <同左>

5. 信託約款第45条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。

6. NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 <略></p> <p>②～③ <略></p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内</p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内</p> <p>3. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)</p> <p>4. ～5. <略></p> <p>⑤～⑥ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第42条 <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 <同左></p> <p>②～③ <同左></p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内</p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々4営業日前から起算して5営業日以内</p> <p>3. 第8条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)</p> <p>4. ～5. <同左></p> <p>⑤～⑥ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第42条 <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. <同左></p>

2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々3営業日前から起算して3営業日以内

3. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

4. ～5. <略>

③～⑨ <略>

（交換の指図等）

第43条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

（信託終了時の交換等）

第46条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の口数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑥～⑦ <略>

⑧ 第1項の不動産投資信託証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。

（付表）

1. ～2. <略>

3. 信託約款第12条第1項の別に定める時限は、「午後4時」とします。

4. <略>

2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々4営業日前から起算して4営業日以内

3. 第8条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

4. ～5. <同左>

③～⑨ <同左>

（交換の指図等）

第43条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

（信託終了時の交換等）

第46条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の口数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑥～⑦ <同左>

⑧ 第1項の不動産投資信託証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。

（付表）

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第12条第1項の別に定める時限は、「午後3時」とします。

4. <同左>

5. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。	5. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。
6. <略>	6. <同左>

7. NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信
8. NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信
9. NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信
10. NEXT FUNDS JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス連動型上場投信

※7.~10.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 14 条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. <略></p> <p>2. 取得申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内)</p> <p>3. <略></p> <p>④~⑥ <略></p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第 43 条 <略></p> <p>②~⑥ <略></p> <p>⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として <u>4</u> 営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑧ <略></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 46 条 <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. <略></p> <p>2. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内)</p> <p>3. <略></p> <p>③~⑨ <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 14 条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p>③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. <同左></p> <p>2. 取得申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内)</p> <p>3. <同左></p> <p>④~⑥ <同左></p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第 43 条 <同左></p> <p>②~⑥ <同左></p> <p>⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として <u>5</u> 営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑧ <同左></p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第 46 条 <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. <同左></p> <p>2. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内)</p> <p>3. <同左></p> <p>③~⑨ <同左></p>

<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略></p> <p>3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。</p> <p>4. ～5. <略></p> <p>6. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。</p> <p>7. ～9. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左></p> <p>3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。</p> <p>4. ～5. <同左></p> <p>6. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。</p> <p>7. ～9. <同左></p>
---	--

11. NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <略></p> <p>②～③ <略></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内</p> <p>2. <略></p> <p>3. 第 36 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内）</p> <p>4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内</p> <p>5. <略></p> <p>⑤～⑨ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. ～2. <略></p> <p>3. 第 36 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内）</p> <p>4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内</p> <p>5. <略></p> <p>③～⑪ <略></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 45 条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行な</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <同左></p> <p>②～③ <同左></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内</p> <p>2. <同左></p> <p>3. 第 36 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内）</p> <p>4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内</p> <p>5. <同左></p> <p>⑤～⑨ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. ～2. <同左></p> <p>3. 第 36 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内）</p> <p>4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内</p> <p>5. <同左></p> <p>③～⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 45 条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p>③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行な</p>

<p>われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。 4. <略> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。 6. <略></p>	<p>われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u> 時」とします。 4. <同左> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u> 時」とします。 6. <同左></p>
--	---

12. NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内 2. <略> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. この信託契約を解約し信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 5. <略> ⑤～⑨ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. この信託契約を解約し信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 5. <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内 2. <同左> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. この信託契約を解約し信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内 5. <同左> ⑤～⑨ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. この信託契約を解約し信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内 5. <同左></p>

<p>③～⑪ <略></p> <p>(交換の指図等) 第 45 条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。 4. <略> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。 6. <略></p>	<p>③～⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等) 第 45 条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u> 時」とします。 4. <同左> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u> 時」とします。 6. <同左></p>
---	---

13. NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信

14. NEXT FUNDS 日経平均インバース・インデックス連動型上場投信

※13.14.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <略> ② <略> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. <略> 2. 取得申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 3. <略> ④～⑥ <略></p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <略> ②～⑥ <略> ⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として <u>4</u> 営業日目</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 14 条 <同左> ② <同左> ③ 前 2 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. <同左> 2. 取得申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 3. <同左> ④～⑥ <同左></p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <同左> ②～⑥ <同左> ⑦ 一部解約金(第 46 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として <u>5</u> 営業日目</p>

<p>から当該受益者に支払います。 ⑧ <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 46 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<以下略> 1. <略> 2. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日を含みます。)) の場合は、計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 3. <略> ③~⑨ <略></p> <p>(付表)</p> <p>1. ~2. <略> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。 4. ~5. <略> 6. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。 7. ~9. <略></p>	<p>から当該受益者に支払います。 ⑧ <同左></p> <p>(信託の一部解約) 第 46 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。<同左> 1. <同左> 2. 解約申込日当日が、第 38 条に定める計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日を含みます。)) の場合は、計算期間終了日の <u>6</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 3. <同左> ③~⑨ <同左></p> <p>(付表)</p> <p>1. ~2. <同左> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u> 時」とします。 4. ~5. <同左> 6. 約款第 46 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u> 時」とします。 7. ~9. <同左></p>
---	--

15. NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 15 条 <略> ②~③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内 2. <略> 3. 第 32 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. <略> ⑤~⑨ <略></p> <p>(交換請求) 第 40 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略> 1. ~2. <略> 3. 第 32 条に定める計算期間終了日の前月最終営</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 15 条 <同左> ②~③ <同左> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内 2. <同左> 3. 第 32 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. <同左> ⑤~⑨ <同左></p> <p>(交換請求) 第 40 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左> 1. ~2. <同左> 3. 第 32 条に定める計算期間終了日の前月最終営</p>

業日の 2 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで

4. <略>

③～⑪ <略>

(交換の指図等)

第 41 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(信託終了時の交換等)

第 45 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 4 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 4 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 3 営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 3 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 3 営業日目に金銭の交付を行ないます。

業日の 3 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで

4. <同左>

③～⑪ <同左>

(交換の指図等)

第 41 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 4 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(信託終了時の交換等)

第 45 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 5 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 5 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 4 営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 4 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して 3 営業日目から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 4 営業日目に金銭の交付を行ないます。

<p>(付表)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <略> 2. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u>時」とします。 3. ~4. <略> 5. 信託約款第 40 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u>時」とします。 6. ~7. <略> 	<p>(付表)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <同左> 2. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u>時」とします。 3. ~4. <同左> 5. 信託約款第 40 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u>時」とします。 6. ~7. <同左>
--	---

16. NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <略></p> <p>②~③ <略></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <略> 2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u>営業日以内 3. <略> 4. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 5. <略> <p>⑤~⑨ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~3. <略> 4. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 5. <略> <p>③~⑪ <略></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 45 条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <同左></p> <p>②~③ <同左></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <同左> 2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u>営業日以内 3. <同左> 4. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 5. <同左> <p>⑤~⑨ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~3. <同左> 4. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 5. <同左> <p>③~⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 45 条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p>③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 4 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 4 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 3 営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 3 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 3 営業日目に金銭の交付を行ないます。

(付表)

1. ～2. <略>

3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

4. <略>

5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

6. ～7. <略>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 5 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 5 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ことを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 4 営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 4 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して 3 営業日目から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 4 営業日目に金銭の交付を行ないます。

(付表)

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

4. <同左>

5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

6. ～7. <同左>

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内 2. <略> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. <略> ⑤～⑨ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. <略> ③～⑪ <略></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 45 条 <略> ② <略> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>3</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(信託終了時の交換等)</p> <p>第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の <u>4</u> 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。 ② <略> ③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の <u>4</u> 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内 2. <同左> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. <同左> ⑤～⑨ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. <同左> ③～⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 45 条 <同左> ② <同左> ③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して <u>4</u> 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(信託終了時の交換等)</p> <p>第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の <u>5</u> 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。 ② <同左> ③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の <u>5</u> 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。</p>

<p>④ <略></p> <p>⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の<u>3</u>営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。</p> <p>⑥ 委託者は、信託終了日の<u>3</u>営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</p> <p>⑦～⑧ <略></p> <p>⑨ 第1項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。</p> <p>⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から<u>3</u>営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略></p> <p>3. 信託約款第15条第1項の別に定める時限は、「午後<u>4</u>時」とします。</p> <p>4. <略></p> <p>5. 信託約款第44条第1項の別に定める時限は、「午後<u>4</u>時」とします。</p> <p>6. ～7. <略></p>	<p>④ <同左></p> <p>⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の<u>4</u>営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。</p> <p>⑥ 委託者は、信託終了日の<u>4</u>営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</p> <p>⑦～⑧ <同左></p> <p>⑨ 第1項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から<u>起算して3営業日目</u>から行ないます。</p> <p>⑩ 第5項の規定により信託財産が買取った受益権については、第5項に定める個別時価総額が確定した日から<u>4</u>営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左></p> <p>3. 信託約款第15条第1項の別に定める時限は、「午後<u>3</u>時」とします。</p> <p>4. <同左></p> <p>5. 信託約款第44条第1項の別に定める時限は、「午後<u>3</u>時」とします。</p> <p>6. ～7. <同左></p>
--	---

18. 東証電気機器株価指数連動型上場投資信託

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 <略></p> <p>②～③ <略></p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. <略></p> <p>2. 東証電気機器株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2</u>営業日以内</p> <p>3. 東証電気機器株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々<u>3</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 <同左></p> <p>②～③ <同左></p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. <同左></p> <p>2. 東証電気機器株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3</u>営業日以内</p> <p>3. 東証電気機器株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々<u>4</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内</p>

4. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

5. <略>

⑤～⑨ <略>

（交換請求）

第45条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付を停止します。<以下略>

1. ～2. <略>

3. 東証電気機器株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して3営業日以内

4. 第8条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

5. <略>

③～⑪ <略>

（交換の指図等）

第46条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

（信託終了時の交換等）

第49条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 東証電気機器株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を信託財産をもって買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式

4. 第8条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

5. <同左>

⑤～⑨ <同左>

（交換請求）

第45条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付を停止します。<同左>

1. ～2. <同左>

3. 東証電気機器株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々4営業日前から起算して4営業日以内

4. 第8条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

5. <同左>

③～⑪ <同左>

（交換の指図等）

第46条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

（信託終了時の交換等）

第49条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 東証電気機器株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を信託財産をもって買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式

<p>を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。</p> <p>⑥ 委託者は、信託終了日の <u>3</u> 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</p> <p>⑦～⑧ <略></p> <p>⑨ 第 1 項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から <u>行ない</u>、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して <u>2</u> 営業日目から行ないます。</p> <p>⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から <u>3</u> 営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p>⑪ <略></p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。</p> <p>4. <略></p> <p>5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>4</u> 時」とします。</p> <p>6. <略></p>	<p>を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。</p> <p>⑥ 委託者は、信託終了日の <u>4</u> 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</p> <p>⑦～⑧ <同左></p> <p>⑨ 第 1 項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して <u>3</u> 営業日目から行ないます。</p> <p>⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から <u>4</u> 営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p>⑪ <同左></p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左></p> <p>3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u> 時」とします。</p> <p>4. <同左></p> <p>5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 <u>3</u> 時」とします。</p> <p>6. <同左></p>
---	---

19. 東証銀行業株価指数連動型上場投資信託

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 <略></p> <p>②～③ <略></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. <略></p> <p>2. 東証銀行業株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内</p> <p>3. 東証銀行業株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内</p> <p>4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 <同左></p> <p>②～③ <同左></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. <同左></p> <p>2. 東証銀行業株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内</p> <p>3. 東証銀行業株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内</p> <p>4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、</p>

当該計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内)

5. <略>

⑤～⑨ <略>

(交換請求)

第 45 条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付を停止します。<以下略>

1. ～2. <略>

3. 東証銀行業株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 3 営業日前から起算して 3 営業日以内

4. 第 8 条に定める計算期間終了日の 3 営業日前から起算して 3 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内)

5. <略>

③～⑪ <略>

(交換の指図等)

第 46 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(信託終了時の交換等)

第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 4 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 4 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を信託財産をもって買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 3 営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額 (売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額) とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 3 営業日前の日以降、

当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内)

5. <同左>

⑤～⑨ <同左>

(交換請求)

第 45 条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付を停止します。<同左>

1. ～2. <同左>

3. 東証銀行業株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 4 営業日前から起算して 4 営業日以内

4. 第 8 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内)

5. <同左>

③～⑪ <同左>

(交換の指図等)

第 46 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 4 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(信託終了時の交換等)

第 49 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 5 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 5 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を信託財産をもって買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 4 営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額 (売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額) とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 4 営業日前の日以降、

交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 2 営業日目から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 3 営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ <略>

(付表)

1. ～2. <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

4. <略>

5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。

6. <略>

交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 3 営業日目から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 4 営業日目に金銭の交付を行ないます。

⑪ <同左>

(付表)

1. ～2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

4. <同左>

5. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

6. <同左>

- 20. NEXT FUNDS 食品 (TOPIX-17) 上場投信
- 21. NEXT FUNDS エネルギー資源 (TOPIX-17) 上場投信
- 22. NEXT FUNDS 建設・資材 (TOPIX-17) 上場投信
- 23. NEXT FUNDS 素材・化学 (TOPIX-17) 上場投信
- 24. NEXT FUNDS 医薬品 (TOPIX-17) 上場投信
- 25. NEXT FUNDS 自動車・輸送機 (TOPIX-17) 上場投信
- 26. NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄 (TOPIX-17) 上場投信
- 27. NEXT FUNDS 機械 (TOPIX-17) 上場投信
- 28. NEXT FUNDS 電機・精密 (TOPIX-17) 上場投信
- 29. NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他 (TOPIX-17) 上場投信
- 30. NEXT FUNDS 電力・ガス (TOPIX-17) 上場投信
- 31. NEXT FUNDS 運輸・物流 (TOPIX-17) 上場投信
- 32. NEXT FUNDS 商社・卸売 (TOPIX-17) 上場投信
- 33. NEXT FUNDS 小売 (TOPIX-17) 上場投信
- 34. NEXT FUNDS 銀行 (TOPIX-17) 上場投信
- 35. NEXT FUNDS 金融 (除く銀行) (TOPIX-17) 上場投信
- 36. NEXT FUNDS 不動産 (TOPIX-17) 上場投信

※20.~36.の新旧対照表は共通で、以下の通りです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 <略></p> <p>②~③ <略></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. <略></p> <p>2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内</p> <p>3. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内</p> <p>4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内)</p> <p>5. <略></p> <p>⑤~⑨ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 42 条 <略></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略></p> <p>1. ~2. <略></p> <p>3. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 <同左></p> <p>②~③ <同左></p> <p>④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. <同左></p> <p>2. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内</p> <p>3. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々 <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内</p> <p>4. 第 8 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内)</p> <p>5. <同左></p> <p>⑤~⑨ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 42 条 <同左></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左></p> <p>1. ~2. <同左></p> <p>3. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数</p>

変更実施日の各々3営業日前から起算して 3 営業日以内

4. 第 8 条に定める計算期間終了日の 3 営業日前から起算して 3 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内）

5. <略>

③～⑪ <略>

（交換の指図等）

第 43 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

（信託終了時の交換等）

第 46 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 4 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② <略>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 4 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <略>

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 3 営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 3 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <略>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益

変更実施日の各々4営業日前から起算して 4 営業日以内

4. 第 8 条に定める計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 5 営業日以内）

5. <同左>

③～⑪ <同左>

（交換の指図等）

第 43 条 <同左>

② <同左>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 4 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

（信託終了時の交換等）

第 46 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 5 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② <同左>

③ 第 1 項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の 5 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ <同左>

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第 1 項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の 4 営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の 4 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦～⑧ <同左>

⑨ 第 1 項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して 3 営業日目から行ないます。

⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益

<p>権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から <u>3</u> 営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 4. <略> 5. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 6. <略></p>	<p>権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から <u>4</u> 営業日目に金銭の交付を行ないます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。 4. <同左> 5. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。 6. <同左></p>
--	---

37. NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内 2. <略> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 5. <略> ⑤～⑨ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略> 1. ～2. <略> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>2</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 5. <略> ③～⑪ <略></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 45 条 <略> ② <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <同左> ②～③ <同左> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内 2. <同左> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内 5. <同左> ⑤～⑨ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左> 1. ～2. <同左> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の <u>3</u> 営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで 4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内 5. <同左> ③～⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第 45 条 <同左> ② <同左></p>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(付表)

1. <略>
2. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。
3. ~4. <略>
5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。
6. <略>

③ 受託者は、前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 4 営業日目から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(付表)

1. <同左>
2. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。
3. ~4. <同左>
5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。
6. <同左>

38. NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数 (セレクト) 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <略> ②~③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<以下略></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2</u> 営業日以内 2. <略> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内) 4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 5. <略> <p>⑤~⑨ <略></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<以下略></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~2. <略> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の <u>3</u> 営業日前から起算して <u>3</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。) の場合は、当該計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算し 	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 15 条 <同左> ②~③ <同左> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。<同左></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3</u> 営業日以内 2. <同左> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内) 4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>5</u> 営業日以内 5. <同左> <p>⑤~⑨ <同左></p> <p>(交換請求)</p> <p>第 44 条 <同左> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。<同左></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~2. <同左> 3. 第 36 条に定める計算期間終了日の <u>4</u> 営業日前から起算して <u>4</u> 営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。) の場合は、当該計算期間終了日の <u>5</u> 営業日前から起算し

<p>て<u>4</u>営業日以内)</p> <p>4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の<u>3</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内</p> <p>5. <略></p> <p>③～⑪ <略></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第45条 <略></p> <p>② <略></p> <p>③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して<u>3</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. <略></p> <p>2. 信託約款第15条第1項の別に定める時限は、「午後<u>4</u>時」とします。</p> <p>3. ～4. <略></p> <p>5. 信託約款第44条第1項の別に定める時限は、「午後<u>4</u>時」とします。</p> <p>6. <略></p>	<p>て<u>5</u>営業日以内)</p> <p>4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内</p> <p>5. <同左></p> <p>③～⑪ <同左></p> <p>(交換の指図等)</p> <p>第45条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p>③ 受託者は、前条第5項に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して<u>4</u>営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(付表)</p> <p>1. <同左></p> <p>2. 信託約款第15条第1項の別に定める時限は、「午後<u>3</u>時」とします。</p> <p>3. ～4. <同左></p> <p>5. 信託約款第44条第1項の別に定める時限は、「午後<u>3</u>時」とします。</p> <p>6. <同左></p>
---	--

以 上